

東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業補助要綱

7 北 福 障 第 5 0 0 9 号

令和8年3月13日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）における障害児通所支援の提供体制の整備及び運営基盤の強化を推進するため、障害児を支援する事業者に対して、予算の範囲内において、施設の開設及び運営に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助の対象とする事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協働組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に基づき補助の対象とする事業等（以下「補助対象事業等」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに係る事業とし、北区障害児福祉計画と整合するものとする。ただし、補助対象者が複数の補助対象事業等となりうる事業を行っている又は今後行う場合においても、補助対象事業等は、申請年度にかかわらず、このうち1事業とする。

- 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第80条に規定する多機能型事業所は補助対象事業等に含まないものとする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱に基づき補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業等に係る次の経費のうち、開設前に要した経費とする。ただし、(5)及び(8)については、開設後1年以内に要した経費も含むものとする。

- (1) 設備投資等に要する経費（内外装・設備工事、什器備品購入、適合審査等）
- (2) 人材採用に要する経費（求人広告、セミナー開催等）
- (3) 開業支援に要する経費（法人設立、賃貸借契約関係、開設前家賃、士業委託等）
- (4) デジタル化の推進に要する経費（請求ソフト、PC・タブレット、防犯カメラ等）
- (5) 人材育成等に要する経費（研修受講、資格取得等）
- (6) 送迎車両に要する経費（車両、安全装置、初年度一括支払いの保険料等）
- (7) 開業時のコンサルティングに要する経費（開業支援委託等）
- (8) 裁量提案事業に要する経費（補助対象者からの提案に基づくイベント開催等）

2 前項の規定による補助対象経費は、他の補助制度による対象経費として補助を受けることができる経費は除くものとする。

(補助金額)

第5条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の額は、補助対象経費の実支出額から国及び都の補助金又は交付金その他の収入額を控除して得た額と別表に定める各区分の補助上限額を比較して、いずれか少ない額を上限として区長の定める額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

2 複数の区分を併用して交付申請を行う場合、各区分に設定された補助上限額の合計額は、650万円を超えないものとする。この場合において、同一事業に対し、会計年度をまたいで複数回の交付申請を行うときであっても、650万円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、補助対象者が次に掲げる書類を区長に提出して行うものとする。

- (1) 東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 補助対象経費の実支出額を証明するもの（契約書、領収書及び明細書の写し等）

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の交付申請があった場合において審査により補助金を交付することが適当と認めるときは東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認められるときは東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業補助金交付却下決定通知書（別記第3号様式）に

より補助対象者に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付目的を達成するため、別記の補助条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の請求は、補助対象者が東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第4号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業等が完了したとき、又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業実績報告書（別記第5号様式）により、速やかに区長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、補助対象者から前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告を審査の上、適正と認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、補助対象者に通知する。

(補助金の変更交付申請、変更交付決定等)

第12条 補助金の交付決定後、事業計画の変更等により申請の内容を変更する場合は、別に定める期日までに、補助対象者は、東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に必要な書類を添付して、区長に変更の申請（以下「変更交付申請」という。）をするものとする。

2 区長は、補助対象者から補助金の変更交付申請があったときは、補助金変更交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定するとともに、補助対象者に東京都北区障害児通所支援施設開設・運営基盤強化事業変更交付決定通知書（別記第7号様式）により通知する。

3 変更交付申請により、第7条において決定された額を超えて補助金を交付する必要があるときは、その部分について、第11条の規定により交付すべき補助金の確定があった日以降に支払う。

(是正のための措置)

第13条 区長は、第10条による実績報告その他の報告の審査の結果、補助条件に適合しないと認められる場合は、補助対象者に、これを適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第11条により交付すべき補助金の額を確定した後においても同様とする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (2) 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金)

第16条 補助対象者は、第14条により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

2 補助金が年2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(延滞金)

第17条 補助対象者は、第15条により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 区長は、補助対象者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 補助上限額

区分	補助対象事業等	補助上限額
1	設備投資等に要する経費	2,000千円
2	人材採用に要する経費	1,000千円
3	開業支援に要する経費	1,500千円
4	デジタル化の推進に要する経費	600千円
5	人材育成等に要する経費	250千円
6	送迎車両に要する経費	1,000千円
7	開業時のコンサルティングに要する経費	2,000千円
8	裁量提案事業に要する経費	50千円